

静岡県告示第365号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、天竜川漁業協同組合（内共第21号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和5年5月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
天竜川漁業協同組合 浜松市天竜区米沢273-1
- 2 漁業権の免許番号
内共第21号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和5年6月1日

別表

改正前					改正後				
<p>(漁業の方法、規模等)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中であらばこれを行ってはならない。本流と支流の境界線は、各支流最下流の橋又は鉄橋の下流端とする。</p>					<p>(漁業の方法、規模等)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中であらばこれを行ってはならない。本流と支流の境界線は、各支流最下流の橋又は鉄橋の下流端とする。</p>				
ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区域	オ. 期間	ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区域	オ. 期間
あ ゆ	友 釣	掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、 <u>下針</u> は2段以内、 <u>下針</u> までのハリスは尾びれの端から7cm以内	河口から秋葉ダムまでの本流	6月1日から12月31日まで	あ ゆ	友 釣	掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、 <u>先針</u> は2段以内、 <u>先針</u> までのハリスは尾びれの端から7cm以内	河口から秋葉ダムまでの本流	6月1日から12月31日まで
			天竜河内川・八幡川・一雲済川	西川・小芋川・横山川				6月1日から10月31日まで	天竜河内川・八幡川・一雲済川
		疑似オトリ禁止	二俣川・百古里山				疑似オトリ禁止	二俣川・百古里山	

		リール禁止						
(新設)						リール禁止		
						ルアーは8cm以上	河口から秋葉ダムまでの本流	6月1日から10月31日まで
						掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスはルアーの後端から7cm以内	天竜河内川・八幡川・一雲済川 西川・小芋川・横山川 二俣川・百古里川	
					あ ゆ	アユルアー釣		

(遊漁料の額, 及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め工事する場所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の1日遊漁料(日券)に1,000円を附加して得た金額とする。

魚種	漁具・漁法	区域	期間	遊漁料	
				1日	1年
あゆ	餌釣・流し毛釣・石川釣・友釣・ごろ引き	許可されている全区域	許可されている全期間	1日	1年
				2,000円	7,000円

(遊漁料の額, 及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め工事する場所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の1日遊漁料(日券)に1,000円を附加して得た金額とする。

魚種	漁具・漁法	区域	期間	遊漁料	
				1日	1年
あゆ	餌釣・流し毛釣・石川釣・友釣・ごろ引き・ <u>アユルア</u> 一釣	許可されている全区域	許可されている全期間	1日	1年
				2,000円	7,000円

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。